

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十八日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五 十 雄

広島県人事委員会規則第三十三号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則（昭和二十九年広島県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第八条中「六月」を「十二月」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、その者に前条に規定する退職票を交付するときは、この限りでない。

第九条の二（見出しを含む。）中「人事委員会規則で定める者」を「人事委員会規則で定めるもの」に改める。

第十二条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第三項中「又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を有する者が同法第三十三条ノ十第一項又は第二項に規定する期間内に」及び「又は失業保険金」を削り、同条第四項中「又は船員保険法の規定による失業保険金」及び「又は失業保険金」を削る。

第十八条第二項及び第十九条第一項中「六月未満」を「十二月未満（条例第十条第一項に規定する特定退職者にあつては、六月未満）」に改める。

第二十条の三を次のように改める。

（準用）

第二十条の三 第七条、第九条第一項、第十二条第二項及び第十四条第一項並びに第十八条から第二十条までの規定は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七条、第九条第一項、第十二条第二項（各号を除く。）	基本手当	高年齢求職者給付金
第九条第一項、第十二条第二項、第十四条第一項、第十九条第一項	受給資格者	高年齢受給資格者
第九条第一項	別記様式第三号による失業者退職手当受給資格証（以下「受給資格証」という。）	高年齢受給資格証
第十四条第一項	条例第十条第一項	条例第十条第四項
第十四条第一項、第二十条	受給資格証	高年齢受給資格証
第十八条第一項	条例第十条第一項に規定する期間内（在職票の交付を受けた者にあつては、当該在職票に係る退職の日の翌日から起算して一年の期間内）に	当該退職票又は在職票に係る退職の日の翌日から起算して一年を経過する日までに、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受

第十八条第二項、第十九条第一項	十二月未満（条例第十条第一項に規定する特定退職者にあつては、六月未満）	六月未満 けることなく
-----------------	-------------------------------------	----------------

第二十条の四第五項中「、又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を有する者が同法第三十三条ノ十第一項又は第二項に規定する期間内に」及び「又は失業保険金を削る。」

附 則

この人事委員会規則は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、第十二条及び第二十条の四の改正規定は、平成二十二年四月一日から施行する。